

第119号議案 平成30年度長崎市一般会計補正予算(第5号)

(予算書ページ)	(予算科目)	(事業名)	(資料ページ)
34 ~ 35	[ 6 款 1 項 3 目]	【補助】経営体育成支援事業費補助金 農業用ハウス等	... 1 ~ 4
34 ~ 35	[ 6 款 1 項 6 目]	農業費負担金 自然災害防止事業費	... 5 ~ 6
9、66 ~ 67		【債務負担行為補正】 公益社団法人長崎県林業公社分収造林事業資 金の長崎県に対する損失補償	... 7 ~ 8

水産農林部

平成30年11月



予 算 説 明 書					事 業 名	補 正 額
ページ	款	項	目	番号		
34~35	6 農林水産業費	1 農業費	3 農業振興費	1-1	【補助】経営体育成支援事業費補助金 農業用ハウス等	千円 4,007

## 1 概 要

平成 30 年梅雨期における豪雨及び暴風雨により、市内一部地域の農業施設が損壊し、被害規模によっては、ハウスの全壊等に見舞われる等、農業経営の継続に困難を極めていることから、被災農業者へ国庫補助事業を活用した支援を実施し、本市農業の維持発展を目指す。

## 2 事業内容

- (1) 事業区分：被災農業者向け経営体育成支援事業
- (2) 対象範囲：市内全域
- (3) 実施地区：琴海地区、川平地区
- (4) 実施主体：平成 30 年梅雨期における豪雨及び暴風雨により農業被害を受けた農業者又は当該農業者が組織する団体
- (5) 実施戸数：4 戸（いちご：2 戸、果樹：1 戸、畜産：1 戸）
- (6) 事業内容：平成 30 年梅雨期（6/28～7/8）における豪雨及び暴風雨により被害を受けた、農産物の生産・加工に必要な施設・機械の再建・修繕（農業用ハウス、堆肥舎、被覆資材 等）
- (7) 実施面積：A=1,065.2 m<sup>2</sup>
- (8) 総事業費：8,395 千円
- (9) 補助金額：4,007 千円（①+②+③）

(単位:千円)

番号	地区	品目	事業内容	面積 (m <sup>2</sup> )	総事業費	内訳							園芸施設共済			
						補助対象経費	国庫補助金①		県補助金②		市補助金③		市支出額 ①+②+③	自己資金	対象施設	加入状況
							補助率	補助金額	補助率	補助金額	補助率	補助金額				
1	琴海	いちご	農業用ハウス再建	750.0	4,500	4,167	4/10	1,666	4/100	166	4/100	166	1,998	2,502	対象	未加入
2	琴海	果樹	農業用ハウス修繕	70.0	800	741	4/10	296	4/100	29	4/100	29	354	446	対象	未加入
3	琴海	畜産	堆肥舎修繕	50.0	2,538	2,350	5/10	1,175	5/100	117	5/100	117	1,409	1,129	対象外	-
4	川平	いちご	被覆資材等修繕	195.2	557	516	4/10	206	4/100	20	4/100	20	246	311	対象	未加入
合計				1,065.2	8,395	7,774		3,343		332		332	4,007	4,388		

### (参考) 補助の要件

#### (1) 国

- ・ 補助率 5/10 以内 ただし、園芸施設共済対象施設で、共済未加入の場合 4/10 以内。
- ・ 地方公共団体による上乗せ措置又は金融機関からの融資を受けていること。

(2) 県

- ・補助率 5/100 以内 ただし、園芸施設共済対象施設で、共済未加入の場合 4/100 以内。
- ・市町が補助をすることを条件とし、市町の補助額と同額まで補助。

(3) 長崎市

- ・補助率 5/100 以内 ただし、園芸施設共済対象施設で、共済未加入の場合 4/100 以内。

3 財源内訳

総事業費 ①	予算計上額 ②	財 源 内 訳				事業者(主) 負担額 ① - ②
		県支出金 (※)	地方債	その他	一般財源	
千円 8,395	千円 4,007	千円 3,675	千円 -	千円 -	千円 332	千円 4,388

(※)国庫補助金分(3,343千円)を含んで、県から長崎市に交付される。

【参考】平成 30 年梅雨期における豪雨及び暴風雨による被害状況

1 地区:琴海地区

品目:いちご

被害内容:ハウス全壊



2 地区:琴海地区

品目:果樹

被害内容:ハウス一部損壊





3 地区:琴海地区

品目:酪農

被害内容:堆肥舎一部損壊



4 地区:川平地区

品目:いちご

被害内容:被覆資材等一部損壊



予 算 説 明 書					事 業 名	補 正 額
ページ	款	項	目	番号		
34～35	6 農林水 産業費	1 農業費	6 県施行事業費 負担金	1-1	農業費負担金 自然災害防止事業費	千円 2,560

### 1 概 要

農業用水の安定確保、ため池災害の防止、海岸背後地の防護及び海岸保全施設災害の防止を図ることを目的とし、既存施設における災害発生を未然に防止するために整備を行い、市民の安全・安心な生活の確保に寄与する。

### 2 事業内容

平木場地区（中里町）【県営農村地域防災減災事業（ため池整備）】

東長崎地区の平木場ため池については、昭和10年に築造され83年が経過しており、耐用年数を超過し、底樋呑口は堆砂で埋もれている状況で、維持管理が困難な状態である。

また、目地部の開きや堤体からの漏水も顕著であり、下流域には宅地や農地が存在し、危険な状態であることから、防災力向上を図るための防災減災対策を実施している。

このような中、平成30年7月豪雨災害に伴う用水路の復旧やため池の整備などに国の予備費の配分が閣議決定され、追加内示を受けたもので、事業進捗を図ることに伴う工事費の増による負担金の増を行うもの。

#### 【平木場ため池の概要】

- ・ ため池諸元 現況：堤高 5.01m 堤長 50.0m 貯水量 1,770 m<sup>3</sup>  
計画：堤高 6.00m 堤長 55.4m 貯水量 1,580 m<sup>3</sup>
- ・ かんがい面積 水田 2.8ha 畑 0.5ha 合計 3.3ha
- ・ 受益者数 11戸

#### 【事業内容】

- ・ 事業期間 平成29年度～平成31年度
- ・ 全体事業費 96,000千円
- ・ 負担割合 国55.0%：県29.0%：市16.0%
- ・ 整備内容 取水施設工 L=26.7m 洪水吐工 L=24.3m  
L型水路工 L=46.1m 張ブロック工 L=48.0m  
ブロック積工 L=45.3m 重力式擁壁工 L=4.0m  
L型擁壁工 L=7.6m 管理施設工 L=96.5m

【単位：千円】

地区名	負担率 (%)	当初予算		補正予算		負担金増減 (今回補正額) ②-①
		事業費	負担金①	事業費	負担金②	
平木場地区 (ため池整備)	16.0	46,000	7,360	62,000	9,920	2,560

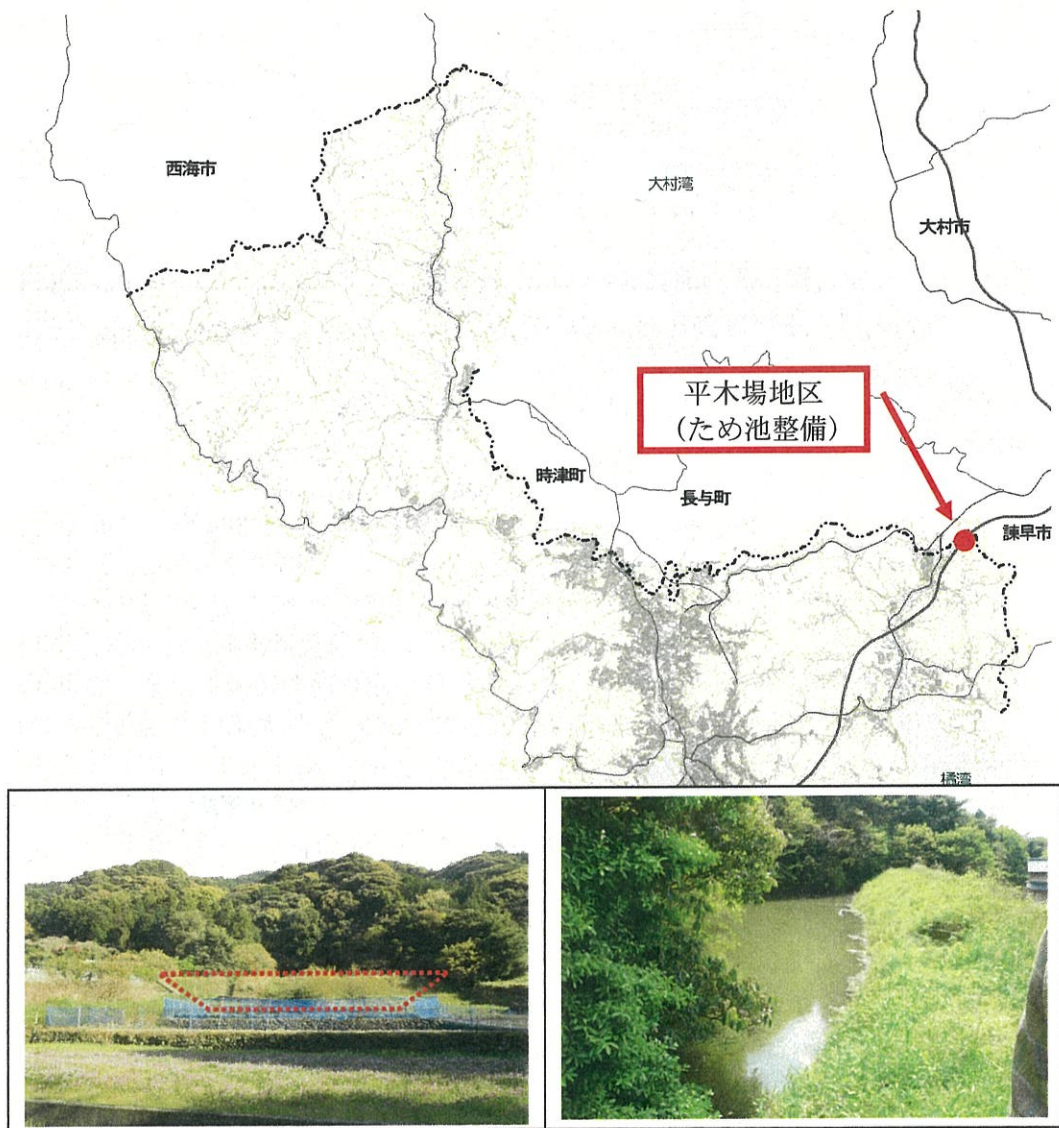
### 3 財源内訳

事業費	財 源 内 訳				
	国庫支出金	県支出金	地方債(※)	その他	一般財源
千円 2,560	千円 -	千円 -	千円 2,500	千円 -	千円 60

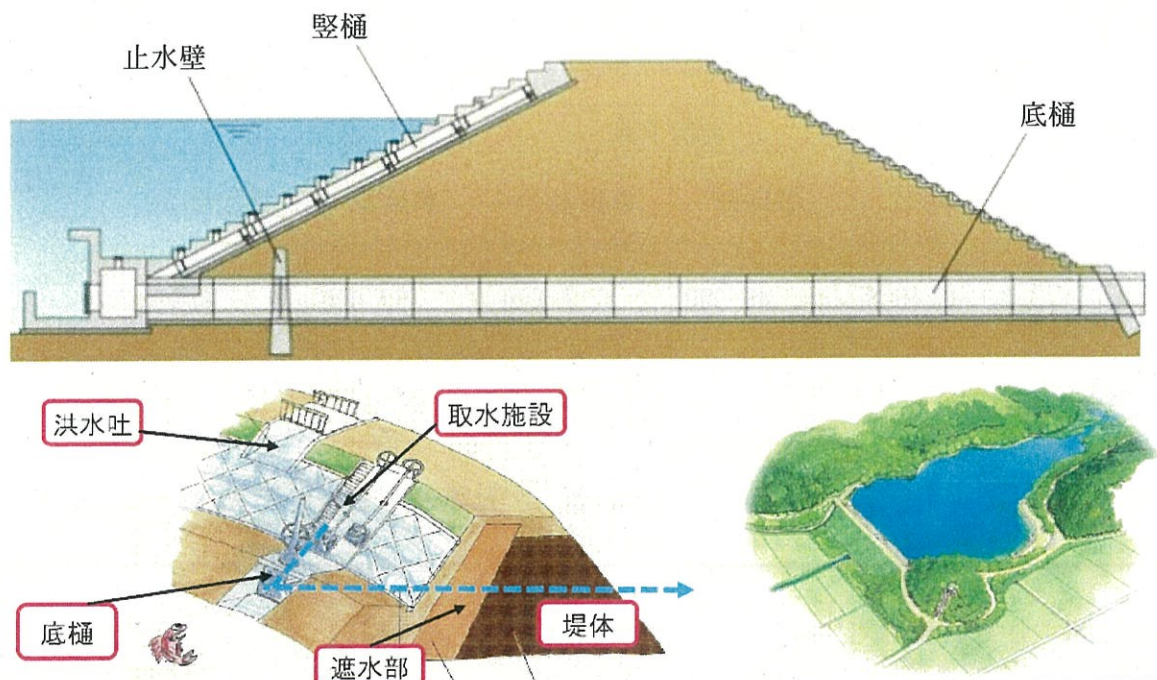
※充当率…公共事業等債（100%）



#### 4 位置図



#### 5 ため池の構造





債務負担行為補正		期 間	限度額 (設定額)
第4表 ページ	事 項		
9、 66～67	公益社団法人長崎県林業公社分収造林 事業資金の長崎県に対する損失補償	平成30年度から 平成41年度まで	長崎県の損失発生額に2万分の1,041を乗じた額

### 1 概要

長崎県内の林業開発を行う長崎県林業公社が、(株)日本政策金融公庫から造林資金として利用間伐推進資金を借り入れる際、長崎県が同公庫との間で損失補償契約を締結しているが、同公庫が損失を受けた場合、長崎県がその損失を補償することとされている。

この損失補償は、長崎県が一括して行うものであるが、関係市町は、公庫借入額に対する区域内の事業比率により、その額の2分の1を長崎県に対し補償することとなるため、債務負担行為を設定するもの。

### 2 損失補償額

長崎県と(株)日本政策金融公庫が締結した、損失補償契約に基づく長崎県の損失発生額に2万分の1,041を乗じた額。

### 3 長崎市区域内の負担割合の算出

事業内容	公庫借入額 (A)	長崎市区域内 事業比率 (B)	長崎市区域内 公庫借入額 (A)×(B)	長崎市区域内 負担割合 ③=②÷①
利用間伐推進 (利用)	500,000 円	※1 —	0 円	
利用間伐推進 (円滑化)	44,500,000 円	※2 1,053/10,000	4,686,000 円	
	① 45,000,000 円		② 4,686,000 円	1,041/10,000

※1 事業費により算出

公庫借入額	500,000 円	.....	㉗
長崎市内事業費相当	0 円	.....	㉘
事業比率 ①÷㉗	—		

※2 森林評価額により算出

公庫借入額	44,500,000 円	.....	㉙
公社全体森林評価額	41,641,767,883 円	.....	㉚
長崎市内森林評価額	4,384,932,469 円	.....	㉛
事業比率 ㉛÷㉚	1,053/10,000		

↓ 2分の1を乗じる  
損失補償額の負担割合  
1,041/20,000

### 4 損失補償期間 平成30年度から平成41年度まで

## 参考

### 公益社団法人 長崎県林業公社の概要

#### 1. 設立の経緯

戦後の復興のために無秩序に伐採され荒廃した森林の復旧と高まる木材需要に備えるために、森林資源の造成及び公益的機能の維持増進を目的として、昭和 33 年分収林特別措置法が制定され、拡大造林が国策として推進されることとなり、昭和 36 年 9 月に(社)長崎県北林業公社が設立された。その後、昭和 44 年に名称を(社)長崎県林業公社に変更し、平成 23 年 1 月には(社)対馬林業公社を吸収合併した。

#### 2. 目的

長崎県内の地区において、造林、育林等による森林及び林業に関する事業を行うことにより、森林資源を造成し、国土を保全し、森林の多目的機能を高揚し、あわせて地元公共施設の整備充実を図り、もって農山村経済の振興に資することを目的とする。

#### 3. 林業公社の業務

造林事業は、長期間を要し周到な計画と多くの資金が必要であり、林業公社は、自ら管理できない森林所有者に代わり植林から伐採までの森林施業の一切を代行する組織体として創設された。造林事業は、伐採までの長期間にわたり収入が無く、投資を積み重ねるだけであり、伐採収入があるまでの約 50～80 年間は造林補助金、(株)日本政策金融公庫資金、県・市町からの借入金を財源として運営し、伐採収入が生じたときに土地所有者に契約で定めた一定割合を交付し、公社の取り分で借入金の償還に充てる計画である。

#### 4. 組織体制

- (1) 社員…長崎県 1、市町 19、森林組合 6、合計 26 名
- (2) 役員…理事長 1、専務理事 1、理事 12、監事 2、合計 16 名
- (3) 職員…職員 6、契約職員 10、合計 16 名

#### 5. 森林面積等

平成 30 年 5 月 31 日現在

項目		林業公社全体	長崎市区域
契約面積 (ha)		14,084.77	1,186.58
契約件数 (件)		2,606	342
契約者数 (延べ人数)		5,303	424
所有者別	市町有林 (%)	13.5	17.2
	共有林 (%)	22.7	12.4
	生産森林組合等 (%)	19.4	26.7
	個人有林 (%)	44.4	43.7
経営面積(植栽面積) (ha)		11,245.75	1,105.14
樹種別	スギ (%)	9.3	3.3
	ヒノキ (%)	90.7	96.7

#### 6. 分収率

- (1) 公有林 公社 8:市町 2
- (2) 個人有林 公社 7:個人 3

#### 7. 造林契約期間 80 年